

令和 7 年度 板橋区立下赤塚小学校いじめ防止基本方針

1 学校の基本方針及び組織

(1) 板橋区立下赤塚小学校いじめ未然防止等基本方針

板橋区立下赤塚小学校（以下、「学校」という。）は、条例第 10 条に基づき、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「板橋区立下赤塚小学校いじめ未然防止等基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決の在り方、教育相談体制を含む校内組織、校内研修などを定める。

【条例】第 10 条 学校（保育所を除く。）は、法第 13 条に基づき、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 下赤塚小学校いじめ防止等対策委員会

法第 22 条に基づき、校内におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「下赤塚小学校いじめ防止等対策委員会」（以下、「学校対策委員会」という。）を設置する。

① 構成

- ・「学校対策委員会」は、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどで構成する。なお、内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることがある。

② 役割

- ・「学校基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認のため学校評価アンケート等で学校におけるいじめ未然防止等への対策の検証を行い、改善策を検討する。

- ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・職員会議等で「学校基本方針」の周知を図り、教職員への共通理解と意識啓発を図る。
- ・学校だよりやホームページ等を通して、「学校基本方針」及びいじめの未然防止等の取組状況や学校評価結果等を保護者、地域に発信する。
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、「いじめ対応マニュアル」(別添)に従って正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。また、必要に応じて、関係機関等と連携して対応する。

(3) 学校いじめ調査委員会

法第28条第1項に規定する重大事態の発生時には、その調査のため「下赤塚小学校いじめ調査委員会」(以下「学校調査委員会」という。)を設置する。

① 構成

- ・「学校調査委員会」は、前項に示す「学校対策委員会」を母体として、学校運営連絡協議会委員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加える。なお、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

② 役割

- ・重大事態の発生に際して、事実確認を行い、原因を究明する。
- ・発生後の児童その他関係者の聞き取り等から、事態に至った経緯や背景を把握する。

(4) 学校におけるいじめ対策の措置

子どもからの相談に応じる者としての立場にある学校の教職員は、子どもからいじめに係る相談を受けた場合、いじめの事実があると思われるときは、速やかに、当該の子どもに係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。いじめの認知については、以下のいじめの定義に則って确实に行う。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援及びいじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

また、必要があると認めるときは、いじめを行った子どもについていじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた子ども等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

学校は、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会並びに所轄警察署と連携してこれに対処するものとする。当該学校に重大事態（在籍する子どもの生命、身体又は財産に重大な被害）が生じるおそれがあるときは直ちに教育委員会並びに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

2 いじめ防止等に関する学校での取組

（１）いじめの未然防止のための取組

- ① いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、子どもに人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される学校の環境づくりに努める。教育活動全体を通じて、児童にかけがえの

ない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。

- ② 異学年で構成するなかよし班活動を通し、他者と深く関わる体験を重ね、子どもの豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ③ 日頃の「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけとして、全校朝会等における校長講話を設定する。
- ④ 「できた、がんばった」ことを認め合う学級の雰囲気づくり、人権教育や道徳の授業を中心とする学習活動の積み重ねることで、一人一人を認め励まし、自己有用感を高める学年・学級経営を行う。
- ⑤ 協同学習、学習における自己評価力の向上、「いいところ探し」など認め合う場の設定し、学び合い認め合う授業による児童相互の温かな人間関係を作れるようにする。
- ⑥ いじめ加害の背景には、授業や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。
- ⑦ 子どもにSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家を招き児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。
- ⑧ 学校が取り組むいじめ未然防止等について、保護者への理解を促すとともに、関係機関等と定期的に情報交換したり、学校支援地域本部や学校運連絡協議員を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 朝の健康観察及び休み時間や給食の時間等の様子の観察を綿密に行うことにより、いじめの早期発見に努める。
- ② 毎月のアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により児童の話を聞き取る機会を設け、いじめの実態把握に取り組むとともに速やかな対応をし、子どもが日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ③ 毎週金曜日の生活指導夕会や毎月の生活指導委員会、年間2回（6月、10月）の生活指導全体会などの時間を活用した情報共有の場の設定し、教職員同士の情報交換の場とする。
- ④ 学校対策委員会を随時開催し、平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図る。

- ⑤ 各担任及び養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。
- ⑥ 保護者及び地域からの声の収集のため、相互の情報交流が可能なシステムの構築をする。(学校便りやホームページ、保護者会、面談など)
- ⑦ S Cによる面接を、1学期に5年生全員、を対象として実施する。また、必要に応じて個別の面接を実施する。

(3) いじめの早期対応のための取組

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「学校対策委員会」が中心となり、「いじめ対応マニュアル」に従って情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

① 被害児童への対応及び支援

- ・いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせに来た子どもの安全を確保する。「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達を行うことで、いじめの早期発見にもつながる。
- ・「いじめられる側は悪くない」という共通認識を押さえ、学級において担任が被害児童の味方であることを明言する。S Cとの連携による安心できる場の確保をしていく。
- ・「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。周囲の児童、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。
- ・被害・加害両方の児童の保護者への連絡と話をする場の設定し、事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者（同士を含む）との話し合いの場を設定し、早期解決を図る。

② 加害児童への措置

- ・速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、加害児童がしてはならないことの明確化、校長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場の設定及び保護者の責務について確認する場を設ける。
- ・事前の加害児童の保護者への謝罪内容等の確認を行い、被害児童が納得できる話となるような謝罪の場を設定する。また、謝罪後の様子の観察と定期的なS Cとの面談を加害児童に対して行う。
- ・いじめが止まない場合、加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、取り出し（別室）指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。

- ・なおも他の児童の心身の安全が保障されないなどのおそれがある場合には、学校対策委員会と生活指導委員会が連携し、出席停止等の措置を検討する。出席停止の制度は、加害児童の懲戒という観点からだけではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から必要となる場合もあることを、保護者に説明し了解を得る。

(4) 校内相談体制

- ① 学校対策委員会を核とし、学校全体で基本方針を共有して取り組む。役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応ができるようにする。
- ② 被害児童の安全確保及び心のケアを図るとともに、加害児童の継続的な指導・観察を行い、再発防止を徹底する。また、加害児童の保護者に対しても支援が必要となる場合には、養護教諭やＳＣ等によるカウンセリングを行う。
- ③ 「少しでも気になる児童の様子はすぐに報告」の学校体制とシステムの構築し、管理職への確実な報告可能な体制及びＳＣとの情報共有の場を設定する。
- ④ 個々のケースについての情報共有及び教職員一人一人の関わり方を確認し、聞き取った事実の共通理解、ケースごとの具体的手だて及び教職員の対応についての協議、関係児童への声かけを行う。
- ⑤ 日々の児童観察に使用するチェックリストをもとに、危機管理を行う。

(5) 校内研修

- ① 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が子どもとしっかり向き合い、いじめの未然防止等に取り組める資質能力を身に付けられるよう、ふれあい月間を含め各学期に２回は研修を行う。その際、東京都が作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるために -いじめ防止教育プログラム-」等を活用する。
- ② アンガーマネジメント研修など、東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会へ主幹教諭又は主任教諭が積極的に参加し、校内研修の講師として各教員に広める。
- ③ ＳＣを交えたケース会議や情報交換会を定期的 to 実施し、子どもの人間関係を継続的に注視していく資質を養う。

(6) いじめ防止等に係る年間計画

月	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4	・対面式 ・1年生の世話(6)	・基本方針確認 ・学びのエリア別研修	・保護者会
5	・SC面接(5) ・遠足(3)(4)	・教員自己申告	・ics委員会①
6	・ふれあい月間① ・日光移動教室(6) ・倉渕移動教室(5)	・校長講話 ・生活指導全体会 ・いじめに関する授業	
7	・セーフティ教室「地域安全マップ発表会」(4)(2) ・SOSの出し方(5)		・個人面談 ・ics委員会②
8			・個人面談
9			・道徳授業地区公開講座
10	・体育発表会	・学びのエリア別研修 ・教員自己申告	・ics委員会③
11	・ふれあい月間② ・遠足(1)(2)	・校長講話 ・いじめに関する授業	
12			・個人面談 ・ics委員会④
1	・セーフティ教室「ケータイ・スマホ安心教室」(5)	・学校評価	・評価アンケート
2	・ふれあい月間③ ・セーフティ教室「薬物乱用防止教室」(6) ・6年生を送る会	・校長講話 ・生活指導全体会 ・いじめに関する授業 ・教員自己申告	・ics委員会⑤
3			・保護者会
通年	・月例いじめアンケート ・学級活動 ・道徳教育 ・なかよし班活動 ・ふれあい遊び	・常置委員会 ・学校対策委員会 ・校内委員会 ・健康観察 ・SC相談	・土曜授業プラン

(7) 保護者及び地域との連携及び啓発

- ① 学校いじめ防止基本方針を学校便り及びホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得るよう努める。
- ② 家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

(8) いじめによる重大事態等への対処

- ① いじめにより重大事態（「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」）が発生したと認知したときは、次の対処を行う。
 - ・重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
 - ・学校調査委員会の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
 - ・板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
- ② 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

(9) その他

- ① 学校いじめ防止等基本方針の内容の定期的な検討については、学校いじめ等対策委員会の主導によりP D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、基本方針を改善していく。

いじめ対応マニュアル

1 発見・把握

教員による発見、児童などからの通告、本人や保護者からの訴え、外部からの通報。

2 報告

発見・把握に携わった教員は、直ちに校長・副校長・学年主任・担任に報告する。

※本人や保護者からの訴えがあった場合、けががあった場合、登校渋りなどがあった場合は、必ず報告する。

※報告する際は、管理職・学年主任・担任などへ必ず直接伝える。

3 対応の流れ

(1) 担任・学年教員の動き

- ① 担任と学年教員で連携しながら被害児童へ聞き取りを行う。
- ② 周りの児童への聞き取りを行う。
- ③ 加害児童への聞き取りを行う。
- ④ 加害児童への指導、謝罪の場を設ける。
- ⑤ 対応後、被害者加害者双方の家庭へ、経緯や指導の内容について連絡する。
- ⑥ 対応の途中経過や対応結果について管理職へ報告する。
- ⑦ 被害児童の保護者には、定期的に現状を伝える。

(2) 管理職・生活指導主任の動き

- ① いじめ対策委員会を速やかに招集し対策を検討する。
※校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等
- ② 監視・予防体制を確立する。
 - ・担任、学年主任、専科、管理職、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーによる監視と見守り（当面）
 - ・全教員による被害児童と加害児童への声かけなど、かかわりの強化
 - ・必要により、被害児童と他の児童とのかかわりの促進
- ③ 全教員に周知し、共通認識をもつ。
※いじめ対策委員会で体制について決定後、速やかに周知する。
- ④ いじめ解消への指導体制を確立する。
 - ・担任、学年担任による加害児童への指導（必要により管理職も加わる）
 - ・必要により加害児童保護者との面談による指導（担任・管理職）
- ⑤ 校長は状況を総合的に判断し、指導室に報告する。

4 その後の措置

(1) 解消に向かった場合

- ① 引き続き、関係児童の見守りとかかわりを積極的に行う。
- ② 全校に対して、いじめは許されないことだという指導と予防的な見守りを

続ける。

(2) 3ヶ月が経過しても解消に向かわない場合

- ① 全教員による被害児童の見守りと監視体制を強化、継続する。
- ② 加害児童に別室指導や校長室登校等の措置をとる。
- ③ 管理職が直接加害児童に指導し、保護者との面接、協議を継続する。
- ④ 校長は、教育委員会と協議を進め、加害児童の「出席停止」について検討する。
- ⑤ 出席停止期間中の加害児童の処遇も考慮して、「出席停止」を行う。

5 いじめアンケートへの対応

(1) アンケートの実施

- ① 月末の最終木曜日の朝の時間に児童アンケートを実施する。

(2) アンケート結果の共有

- ① アンケート実施日に全学年で学年会を実施し、アンケート結果について共有する。
- ② 緊急を要する内容のものについては、即時管理職・生活指導主任へ報告する。

(3) アンケート結果に対する対応

- ① 担任は、学年で連携・情報共有しながら以下の手順に沿って対応する。
 - ・被害児童に「いつ・誰に・どんなことをされてしまったか・これからどうしていきたいか」を聞きとり、アンケートにメモをする。
 - ・聞き取った内容・児童と話し合った内容をもとに、加害児童へ指導をしたり謝罪の場を設定したりする。

(4) アンケート結果の情報共有

- ① 事後の対応結果について学年会で共有をし、学年主任が生活指導主任へアンケートを提出する。
- ② 学年主任と生活指導主任で、内容を確認し管理職へ報告する。

6 未然防止・早期発見に向けた欠席連絡の確認

(1) 朝、各教員は、以下の通り欠席連絡フォームの確認を行い、管理職及び関係職員に情報の共有を行う。

担任	・・・朝、自分の学級のフォームの確認をする。
学年	・・・他の学級のフォームも確認する。
生活指導主任	・・・全学級のフォームを確認する。担任・学年主任へ状況の確認をする。
養護教諭	・・・全学級のフォームを確認する。管理職へ報告する。

(2) 児童が欠席をしたら、必ず連絡を入れることを全学級で実施する。担任が出張などで連絡できない場合は、学年の教員が連絡を入れる。